

赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃん誕生!おめでとうございます!これから、お父さんもお母さんも、赤ちゃんと一緒に成長していきましょう。

赤ちゃんが生まれたら行うこと

チェック	名称	内容	必要なもの	問い合わせ
<input checked="" type="checkbox"/>	出生届	出生届は、出生の日を含めて14日以内に、本籍地、出生地、届出人の住所地、所在地のいずれかの市区町村窓口に届出をしましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生届書 ● 届出人の印鑑 (父または母) ● 母子健康手帳 ● 母子健康手帳(別冊) 	住民課 TEL:58-3702
<input checked="" type="checkbox"/>	健康保険の届出	親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入する手続きが必要となります。親が社会保険に加入している場合は勤務先で手続きしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の印鑑 ● 親の国民健康保険被保険者証 (国民健康保険に加入している場合) 	
<input checked="" type="checkbox"/>	出生連絡ハガキの届出	母子健康手帳(別冊)に添付されているハガキに必要事項を記入の上、提出します。新生児訪問や健診などのために必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子健康手帳(別冊) 	健康推進課 (保健センター内) TEL:58-1006
<input checked="" type="checkbox"/>	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。申請は出生や転入から15日以内に。支給時期:原則毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給。(公務員の方は勤務先へ申請してください)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の印鑑 ● 申請者の健康保険被保険者証 ● 申請者の振込先の分かるもの (ゆうちょ銀行を除く) ※その他必要に応じて提出する書類があります。(住民票等) ● 個人番号カードもしくは通知カードと運転免許証など本人確認のできるもの 	

<input checked="" type="checkbox"/>	出産育児一時金	赤ちゃん1人につき定められた金額を支給します。詳しくは、お母さんの加入している健康保険にお問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険被保険者証 ●出産費用が分かる領収書(領収印のあるもの) ●振込先の分かるもの(ゆうちょ銀行を除く) 	住民課 TEL:58-3702 (国民健康保険に加入している場合)
<input checked="" type="checkbox"/>	福祉医療費助成制度	出生の日から小学校就学前までの期間、乳幼児の医療費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●届出人の印鑑 ●乳幼児の健康保険被保険者証(出生児を扶養される方の被保険者証) 	住民課 TEL:58-3702
<input checked="" type="checkbox"/>	新生児・乳児訪問	おおむね出産後1か月～4か月までに自宅に訪問し、発育状況の確認や育児に関する悩みの相談などに応じています。	—	健康推進課 (保健センター内) TEL:58-1006
<input checked="" type="checkbox"/>	先天性代謝異常検査	生後1週間以内に指定医療機関において新生児の血液検査を行います。	●母子健康手帳(別冊)の申込書	東近江保健所 TEL:0748-22-1253

未熟児のために

チェック	名称	内容	必要なもの	問い合わせ
<input checked="" type="checkbox"/>	未熟児養育医療	未熟児で生まれ(体重2,000g以下などの場合)入院による医療が必要とされた場合に医療費を給付します。	詳しくは担当課にお問い合わせください	健康推進課 (保健センター内) TEL:58-1006

専門家がアドバイス!!

赤ちゃんサロン

助産師、保健師、管理栄養士が授乳や卒乳、育児相談、離乳食の相談などを行っています。また、お母さん同士の交流も図っています。



詳しくは **P15**へ